

令和元年 12 月 11 日

【大会会長（三浦市長）】コメント

三浦国際市民マラソン企画実行委員会事務局における、多額の裏金の捻出等に係る不祥事に関し、令和元年 12 月 11 日（本日）、横浜地方裁判所横須賀支部において、本市の元職員に対し、業務上横領罪により、懲役 3 年、執行猶予 5 年の判決がなされました。

市は今回の事件について刑事告発を行った立場ではありますが、結果として、元職員が有罪判決を受けたことについては誠に遺憾であります。

市として、今後も引き続き、事案の精査と再発防止等に努めて参ります。

大会会長（三浦市長） 吉田英男